

【会議録】

会議名	第2回港区都市計画情報提供サービス移行作業等業務委託事業候補者選考委員会
開催日時	令和元年8月22日(木) 午前10時30分から午前11時30分まで
開催場所	港区役所6階 相隣相談室
委員	<出席者> 5名 野澤委員長、富田副委員長、野口委員、瀧澤委員、佐藤委員 <欠席者> なし
事務局	街づくり支援部都市計画課都市計画係
会議次第	1. 開会 2. 第1回選考委員会議事録概要 3. 第一次審査 4. 第二次審査 5. 閉会
配付資料	【事前配布資料】 資料1 「第1回港区都市計画情報提供サービス移行作業等業務委託事業候補者選考委員会」会議録 資料2-1 第一次審査基準表(A事業者) 資料2-2 第一次審査基準表(B事業者) 資料3 第二次審査基準表(案) 資料4 第3回港区都市計画情報提供サービス移行作業等業務委託事業候補者選考委員会進行スケジュール(案) 資料5 港区都市計画情報提供サービス移行作業等業務委託事業候補者選考委員会第二次審査における質問事項(案) 参考資料1 募集要項 参考資料2 提案要求仕様書 参考資料3 港区都市計画情報提供サービス移行作業等業務委託事業候補者選考委員会設置要綱 参考資料4 港区都市計画情報提供サービス移行作業等業務委託事業候補者選考委員会委員名簿

会議の結果及び主要な発言

(発言者)	
委員長	<p>1 開会 (開会の挨拶)</p>
事務局	<p>2 第1回選考委員会議事録概要について (事務局より資料1を説明)</p>
A委員 事務局	<p>委員採点の割合が少ないか。 港区プロポーザル方式実施ガイドラインでは、システム開発に係る案件はガイドラインに一律的に定めた配点によらず設定することになっています。本事業はシステム開発に係る案件であり、システムアセスメントの評価結果を踏まえ、プロポーザルを実施しています。本システムは既に運用し、一般の利用者に提供しているASPサービスの見直しであることから、現行システムの機能、サービス水準の維持をプロポーザルの最低条件とする必要があります。システムの基本性能やデータ更新作業・保守の質を担保するため、第一次審査では基本要件、システム機能要件、非機能要件について適切に配点しました。これらの項目は、事務局による定量的な採点が可能なため、全体としてこのような配点割合となりました。</p>
委員長 B委員	<p>3 第一次審査について (事務局より資料2-1及び資料2-2を説明)</p> <p>それでは、評価したポイント等、各委員から順番に講評をお願いします。 まず、資料2-1及び資料2-2別紙3の項番1、提案要求仕様書の要求ID4.2.4、評価項目「利用者の利便性を向上させる機能」について、A事業者は指定した地番の位置表示ができるということのみの提案でした。B事業者はGoogle製コンテンツとの連携や都市計画情報サービス閲覧における印刷機能について、区民の利便性を高める提案があり、B事業者を評価しました。次に項番2、提案要求仕様書の要求ID5.3.2、評価項目「対象コンテンツの拡充」について、A事業者は都市計画情報サービスの道路台帳等地図の搭載を提案していますが、区ではすでに道路台帳は公開しています。また、A事業者はオープンデータや窓口対応支援システムを提案していますが、区の場合、実現するうえでの課題や、その解決方法、導入することによる効果がよみとれず、実現性に課題があると考えます。B事業者は都市計画情報サービス以外の公開GISシステムとの連携による対象コンテンツの充実を提案している点が評価できます。最後に項番3、提案要求仕様書の要求ID7.1.5、評価項目「データ更新において有益な提案」について、A事業者は都市計画決定の告示日にあわせたシステムのデータ更新を提案していますが、B事業者は軽微な修正の場合は職員によるデータ更新ができる提案をしています。B事業者の提案は、リアルタイムで修正可能な点、データの正確性が要求される複雑な地形の修正等については今までどおり委託でデータ更新する点が評価できます。相対的に見て、A事業者は既存データの延長線上を提案し、B事業者はプラスアルファを提案しているので、B事業者の</p>

C委員	<p>方がよいと考えます。</p> <p>3項目すべてB事業者の評価点を高くしています。まずA事業者の「利便性を向上させる機能」について、地番での検索は不動産業にとっては効果的かもしれませんが、一般の人にとってはサービスの上乗せとは言い難いです。次に「対象コンテンツの拡充」について、区としては細街路整備道路データと都市計画データの統合が将来的な目標であり、それに対してA事業者が提案した公道の道路台帳その他は魅力的なものではありません。最後に「データ更新についての有益な提案」について、つまり迅速にデータを更新するためにどうするかという項目に対する提案ですが、A事業者は告示日を前提にあらかじめ区から情報をお願い内々に準備するという提案でした。それでは即時性がありません。B事業者について、「利用者の利便性を向上させる機能」ではグーグルマップとの連携が提案されました。これは使いやすさ、汎用性の多さ、一般の人たちが使い慣れているという点で非常に目新しいものと評価します。次に「対象コンテンツの拡充」では、B事業者は道路に関して、幅員別、細街路の図との連携等、港区がやりたいことに対しての拡張性を論じていると評価します。最後に、「データ更新において有益な提案」について、B事業者は職員による本体データの書き換えはできないものの、職員で当面データを上書きする急な対応にも、重ね表示のデータ更新等での暫定的な対応が可能なシステムを用意しているという点は、非常にフレキシブルさがあると評価します。</p>
D委員	<p>まず、項番1「利用者の利便性を向上させる機能」については「区民サービスとして有益な機能か」という観点から、A事業者は区からの地番データの貸与を条件に新サービスを提案する等、受け手の姿勢が目立ちました。真新しい、目立った提案がなく、低い評価をつけました。B事業者はスマートフォン等で一般的に使用されているグーグルマップを利用するところが、操作しやすそうだと思います。ただ、区で使用しているGIS、API等様々なシステムとの連携をどうするのか、そこが課題だと考えます。また、区のシステムにどこまでそれらの新しいシステムを組み込むことができるのか、仮想サーバー等を使うのか判断とできません。しかし、非常にいい提案と評価します。続いて項番2「対象コンテンツの拡充」については、「将来性を考慮した有効性があるか」という観点から、A事業者は色々と新しい機能を提案していますが、街づくり支援部としての実務とこれら新機能がどう繋がっていくのか、あまり表現されていません。色々な機能を付けることはいいと思いますが、実務的な機能の説明が足りません。B事業者も色々拡張について記載がありますが、率直にいいと思いました。特に、細街路台帳システムとの連携は、現在、建築課でも別のシステム構築を検討中のため、将来的なシステム統合を踏まえたいいい提案ができると考え、評価しました。最後に項番3「データ更新において有益な提案」について、こちらはA事業者B事業者ともに、提案内容としては類似しているため、同じ評価をつけました。</p>
E委員	<p>まず、「利用者の利便性を向上させる機能」について、A事業者は既存システムをベースにしていますが、提案を見る限り今使えない項目を大分改良している記載があり、一定程度評価できます。また、スマートフォンでも対応できるところが、利用者の利便性を向上させる機能としていいです。B事業者は同じような形で色々なことができると記載があります。地図情報はグーグルとインクリメントP社の地図を加えて提供すると記載があり、著作権の問題等大丈夫なのかと少し疑</p>

	<p>問に思いましたが、概ねB事業者についても問題はないと思いました。次に「対象コンテンツの拡充」について、A事業者の提案は将来的に可能という記載からして比較的広げられる余地があります。B事業者は細街路の台帳等を色々活用すると記載があり、拡張性があるというところは一つの強みです。ただ一方で、区が事業候補者に対してそこまでのものを要求するかどうかは、今一度整理する必要があります。最後の「データ更新において有益な提案」について、両事業候補者とも一定程度、今までタイムラグのあったものについては解消する、と記載がありました。B事業者は、先ほど委員からあったように、職員が独自である程度対応できるという点がいいです。これに関して、両事業候補者ともあまり大きな差はありません。</p>
A委員	<p>両事業候補者の提案を見て、今使用しているシステムがかなり古いことを実感しました。両事業候補者の提案を受けいれていくと、ベクターデータにしたり、オーバーレイで色々なものをかけたりすることができるということが、提案を通じて分かります。このようなシステムの改善を行う一方で、オープンデータに伴う責任の問題が生じます。両事業候補者の提案を見ながら、都市計画課が提供するオープンデータについて、どこまで公開するか、どこまで載せるか、あるいは内部利用として考えるのか、等々の責任の問題が出てくると考えていました。ただ、全体のレベルとして、A事業者は今のシステムをベースに考えているので、まったく新しいB事業者と比べると、提案内容が少し見劣りします。一般的な評価としては、そういう印象を持ちました。</p>
C委員	<p>発言を追加します。A事業者は「対象コンテンツの拡充」で、タッチパネル方式を窓口用に提案しています。これは非常に有意義、有益な機能です。タッチパネルが来客者にとって使いやすいものかどうか、タッチパネルが本システムを開発するうえで必行要件になるかどうか、事務局はこの投げかけを受け、どうすべきか検討してください。私はここを評価しています。</p>
委員長	<p>一通り意見が出ましたが、このやりとりを踏まえて提出を見直したい方いますか。 (一同、異議なし)</p>
委員長	<p>では見直しせず、点数は確定でいいですか。 (一同、異議なし)</p>
委員長	<p>それでは点数は確定されました。もう一度事務局から、順位と配点を説明してください。</p>
事務局	<p>集計の結果、一次審査の順位について、1位がB事業者 701点、2位がA事業者 665点です。一次審査の通過者ですが、両事業者とも配点6割である480点を超えているので、両事業候補者とも二次審査に進みます。</p>
委員長	<p>一次審査の点数と順位が確定されました。</p>
委員長	<p>4 第二次審査について</p>
事務局	<p>二次審査について、事務局から説明をお願いします。 (事務局より資料3～5について説明)</p>
委員長	<p>今の説明について、意見、質問等をお願いします。</p>
B委員	<p>資料3項番3「提案書のシステム構成に矛盾はなく、無理がなく実現可能な構成になっているか」について、「矛盾はなく、無理がなく」は不要です。システム構成が実現可能な構成になっているか、でいいです。</p>

事務局 B委員	修正します。 資料4-1-(1)実施時間等に関して、制限時間を超過したプレゼンを打ち切ることはわかりますが、デモンストレーションも5分経って3回ベルを鳴らして打ち切る、それ以上デモンストレーションを聞かないというのは、システムに関するデモンストレーションという性質上どうでしょうか。皆さんの意見はどうですか。
B委員 事務局	事務局はデモンストレーションについてどのようなイメージを持っていますか。具体的には既存のシステム、過去に他の自治体で使っていたもの等をここでデモンストレーションを行い、場所の検索、レイヤーの切り替え等々を行ってもらいます。他の自治体でも使っていない新たな提案がある場合、概要をパワーポイント等で示してもらおう想定をしています。
B委員 事務局	それが5分で収まるというイメージですか。 操作性のイメージになるので、概ね5分程度あればできるだろうと事務局としては考えています。
B委員 事務局	事業候補者にはこれから説明しますか。 一次審査の結果通知と併せて、この留意事項を送付します。あらかじめ時間配分を決めたうえで、そのルールの中かで、プレゼンテーションをしてもらいます。
B委員 事務局	デモンストレーションを途中で打ち切るのはどうなのでしょう。 事務局としては公平性の観点から、事前に時間配分を決めているので、その時間のなかで最大限のプレゼンテーションをしてもらう、というのが基本と考えています。
C委員 事務局	質疑応答時間の10分間のなかで、デモンストレーションの内容を引用して回答してもらうことは可能ですか。 可能です。
C委員	プレゼンテーションが佳境に差し迫っているとき、あるいはここだけは聞きたいという時は、ぜひそこまではやってもらうよう伝えてもらえればと思います。
A委員	それは構いませんが、事業候補者に示す書類に制限時間内に終わらなかった場合、デモンストレーションを打ち切ると記載しないほうがいいです。プレゼンテーションは時間内で終わらなければ打ち切りで問題ないですが、デモンストレーションはやりながら質問をしたりするので、それを打ち切ると事業候補者に知らせないほうがいいです。
B委員	目安として説明10分、デモンストレーション5分、配分については15分以内で提案するよう事業候補者に伝えてください。
A委員 事務局	プレゼンテーションとデモンストレーションは分離してやると伝えていますが、これから伝えます。
A委員	デモンストレーションが終わっていないのにプレゼンテーションを終了するという言い回しが理解できません。デモンストレーションの画面を見ながら質疑応答に入るのであれば理解できますが、デモンストレーションはプレゼンテーションの一環ではないと考えます。委員としては、プレゼンテーションは事業候補者の売り込みの場なので質問しませんが、デモンストレーションを見ていると質問したくなると思います。プレゼンテーションとデモンストレーションとその後の質疑応答という組み立てを明確にした方がいいです。使い勝手が非常に重要なシステムなので、デモンストレーションは大切です。デモンストレーションとプレゼ

事務局	<p>ンテーションを明確に分離したらどうでしょうか。</p> <p>プレゼンテーションを説明時間 10 分で完全に切り、その後デモンストレーションに移ってもらい、概ね 5 分間行ってもらいます。その流れで質疑応答に入り、デモンストレーションと質疑応答でトータル 15 分の予定でタイムスケジュールを組みます。</p>
A 委員	<p>そう言う甘くなりすぎてしまうので、時間になるとベルを 3 回鳴らす等は残してください。</p>
事務局	<p>デモンストレーションは、5 分経つとベルを鳴らして質疑応答に移るように修正します。</p>
A 委員 事務局	<p>その他の質問です。区ではオープンGISについてどう考えていますか。</p> <p>統合型GIS、つまり区で搭載しているバックグラウンドとフロントグラウンドの関係性について、B 事業者が具体的な提案を示しています。B 事業者の提案書では、バックオフィス、フロントオフィスという表現で記載されていますが、具体的には細街路台帳システム等を組み込みます。ただし、細街路台帳システム自体は現在、公開型GISになっていないので、組み込むと必然的に公開されてしまうシステム構成は避ける必要があります。B 事業者の提案では、バックオフィス、フロントオフィスと分けることで必要な公開データだけ公開処理機能でアップロードしていくというシステム構成ができるので、庁内で必要な機能がフルで搭載されることとなります。必要なものだけを公開することができるので、非常に有益な提案だと考えます。</p>
A 委員	<p>B 事業者は理屈上可能と提案しているということですね。この黒塗りの箇所には商品名が入っていますか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
A 委員 事務局	<p>二次審査で、事業候補者に渡す資料は資料 4 ですか。</p> <p>資料 4 「港区都市計画情報提供サービス移行作業等準備委託プロポーザル第二次審査の実施に関する留意事項」です。それから集合時間等を送付します。</p>
A 委員	<p>この二次審査のメールを送ったあと、事業候補者から質問があった場合、回答しますか。</p>
事務局 A 委員	<p>基本的には質問の期限は終わっていますので、個別の質問には応じられません。</p> <p>インターネット環境について、繋がらなかった場合どうするのか等の質問があった場合は。</p>
事務局	<p>そのような質問も想定されるので、資料 4、2 ページ目の「港区都市計画情報提供サービス移行作業等準備委託プロポーザル第二次審査の実施に関する留意事項（案）」にも記載していますが、インターネット環境については持参してもらうようお願いしています。モバイルルーター等含め、今回はシステムの事業候補者です。問題は生じないと考えています。</p>
委員長	<p>他に質問ありますか。</p> <p>（一同、質問なし）</p>
委員長	<p>事業候補者の公募と採点様式は概ねこの内容で了承するという事でいいですか。</p> <p>（一同、異議なし）</p>
委員長	<p>では、一次審査、二次審査ともに予定された内容は決定されました。</p>

委員長	5 閉会 (閉会の挨拶)
-----	-----------------